特集・都市と港湾の

港湾の財源

白鳥正美〈港湾局総務部管財課料金係長〉小林一男〈港湾局総務部管財課長〉

> の検討課題をかかえている。 に港湾管理の地方移譲により、横浜市政の一環 として位置づけられて以来、多種多様の港湾施 として位置づけられて以来、多種多様の港湾施 経営していくのがよいか、それとも公共性を考 表す、港湾経営に独立採算の原則を導入しよ あり、見解もわかれるところである。 まず、港湾経営に独立採算の原則を導入しよ うとする考え方一つをとりあげてみても、多く の検討課題をかかえている。

> > 累積額とした)。

財政の断面から

度まで)の港湾局の歳出決算総額(一般会計分試みに過去五ヵ年間(四十六年度より五十年

維持管理費は管理者が負担することを前提としても、その使用料を管理者の収入とする反面、

には若干無理もあることを考慮し、一応五年の度とも総務課経理係のデータによったが、詳細度とも総務課経理係のデータによったが、詳細に数字を操作した結論ではないため性急な比較に数字を操作した結論ではないため、同じ五年間の歳と特別会計分とをあわせ約五三六億円)に対す

-経済性と公共性と--自主財源について--財政の断面から

―港湾公共料金の考え方

昭和五十一年度の本市一般会計予算のうち港湾局分の対前年比が最高の伸び率(三〇・八%)を示したのも、港湾機能強化のために市債を財であり、ちなみに、『市民のひろば』(五十一年度の予算の内容をみる)の資料によれば、本年度の予算の内容をみる)の資料によれば、本年度の予算の内容をみる)の資料によれば、本年度のであり、ちなみに、『市民のひろば』(五十一年度の本市一般会計予算のうち港がの対域が表表している。

周知のように、横浜市が借り入れる長期(一年以上)の借入金つまり市債の償還に要する経年以上)の借入金つまり市債の償還に要する経験財源より義務的に支出されるのが通例となったいる。この公債費が一般財源に占める割合を公債費比率と呼び、本年度の一般会計予算(横公債費比率と呼び、本年度の一般会計予算(横のでおさまる見込ならばまずまずだとの見方もあろう。

途の限定されない財源として、使用料及び手数一般財源という財源分類用語からすれば、使か。

料・財産収入が自主財源の主体となる。

採用しており、いわゆる二条予算の収益的収支、 ・下関及び北九州の八港を指す=では神戸港が と単独)及び公債費のように経費別に試算した と単独)及び公債費のように経費別に試算した と単独)及び公債費のように経費別に試算した と単独)及び公債費のように経費別に試算した と単独)及び公債費は、二〇億円台、三〇億円台、四〇 港湾サイドでは、財政収支を企業会計方式(八 大港=東京・川崎・横浜・名古屋・大阪・神戸 大港=東京・川崎・横浜・名古屋・大阪・神戸 大港=東京・川崎・横浜・名古屋・大阪・神戸 大港=東京・川崎・横浜・名古屋・大阪・神戸 大港=東京・川崎・横浜・名古屋・大阪・神戸 大港=東京・川崎・横浜・名古屋・大阪・神戸 大港=東京・川崎・横浜・名古屋・大阪・神戸 大港=東京・川崎・横浜・名古屋・大阪・神戸 大港=東京・川崎・横浜・名古屋・大阪・神戸 大港=東京・川崎・横浜・名古屋・大阪・神戸

重大な関係を有する」または「外国貿易の増進 としての帳じりの合わせ方』では、当然に長期 負債たる公債の利子と固定資産の減価償却費を 収益的支出の欄に計上しなければならない。 もともと港湾は、その基本施設の建設が長期 もともと港湾は、その基本施設の建設が長期 もともと港湾は、その基本施設の建設が長期 をともに、また、市場メカニズムが作用しない とともに、また、市場メカニズムが作用しない とともに、また、市場メカニズムが作用しない とともに、また、市場メカニズムが作用しない とともに、また、市場メカニズムが作用しない とともに、また、市場メカニズムが作用しない をともに、また、市場メカニズムが作用しない とともに、また、市場メカニズムが作用しない とともに、また、市場メカニズムが作用しない とともに、また、市場メカニズムが作用しない とともに、また、市場メカニズムが作用しない とともに、また、市場メカニズムが作用しない をともに、また、市場メカニズムが作用しない とともに、また、市場メカニズムが作用しない とともに、また、市場メカニズムが作用しない

常に高い補助率をもった国費投入額があてられその重要度に比例して、国の直接投資および非川崎・名古屋・大阪など合計一七港)をはじめ国内約千余の港湾のうち、横浜・神戸・東京・国とくに重要」とされる特定重要港湾(現在、

供してきたものである。港湾を公共の営造物として公共的にその利用にてきた。つまり、重点的な財政投資によって、

階に達している。 横浜・神戸等については、ほぼ採算のとれる段 方式としている。結果として、旧国営港である 方式としている。結果として、旧国営港である がらして、補助金を除いた建設費の相当額につ

昭和五十一年八月、全国市長会港湾都市協議

一-----自主財源について

当とする、と。

現行港湾法ではその個別の使用料を徴収でき

管理財源に充てるべきとの考え方がある。でその対価を徴収し、建設費の公債利子と維持置されていることを理由に、なんらかのかたち船だまり等についても、港湾利用者のために設ない無収施設、すなわち防波堤・航路・泊地や

港湾法第四十四条に *港湾管理者は当該港湾に入港する船舶から当該港湾の利用につき入港料を徴収することができる。旨の規定がおかれて以来二十有余年、ながらくその実現を願望してきたものである。さる昭和四十八年に環境整社会的要請に対応した臨港区域の事業所、工場会の費用負担が契機となって、海運業界と話し合いが開け、本市の鶴見港湾局長が終始有力メンバーとなって八大港統一交渉を重ね、ようやく合意にこぎつけたものである。

環境整備の財源に充てるものである。銭、内航船は各々半額に減免)を徴収し、港湾として今年度は一円六〇銭、来年度は一円八十として今年度は一円六〇銭、来年度は一円八十二の船舶より一総トン当り二円(経過措置

ある)

る臨港区域内事業所等の把握に取り組む段階で

かかる総合チャージであって、意義は大きい。てきた体系によらず、いわゆる港湾施設利用に従来、個々の施設との利用関係の中で徴収され見込み金額で、財源的にも充分とはいえないがあり三カ年度をあわせても五億円にいたらぬ

を経る以上、港湾経営についての説得力ある財を経る以上、港湾経営についての無収益施設について原価費用を要求したのであるが、海運について原価費用を要求したのであるが、海運振興の国策下、ながい間不徴収だった背景や利用者の急激なる負担増への配慮などを理由に、当面は環境整備事業に絞り、おおむね半々を陸側と海側(船舶——船舶運航者)で財源を負担しあう考えを余儀なくされ、運輸大臣の認可申しあう考えを余儀なくされ、運輸大臣の認可申しあう考えを余儀なくされ、運輸大臣の認可申しあう考えを余儀なくされ、運輸大臣の認可申とあう考えを余儀なくされ、運輸大臣の認可申とのぞんだ次第である。海運業界との合意内容を尊重する限り将来にわたっておおむね三年を経る以上、港湾経営についての説得力ある財

問題点消化や、敷地一へクタール以上を使用す(現在、八大港と協議しながら、条例制度上の諸兄の御支援を切に願ってやまない。も条例制定をはじめ前途のきびしい道のりで、も条例制定をはじめ前途のきびしい道のりで、

みのがせない。

務分析が必要となろう。

経済性と公共性と

Ξ

及び貿易商社の誘致等によって出入船舶は増加横浜村が、明治以来の埋立による市街地の発展開港当時百戸足らずの一漁村にすぎなかった

る日本海運が不可欠だとされ、強い国の助成・ 用を開放しその費用は原則として無償とすると 費投入によって開発整備されてきた経緯と背景 保護育成が海運業界に対しなされてきたことも 運賃で輸送し、また製品を輸出する日本船によ わが国の経済発展策として資源を安定的に安い ったことも否定できない。加えて、過去数十年 く対価ではなく、手数料的に低い料金体系であ 使用料を賦課する場合でも、それは原価に基づ いう伝統的な思想が底流にあったためか、施設 的の公共の営造物であるから、公共的にその利 のもと、本来港湾は一般公衆の利用に供する目 浜市が港湾管理者となるまで、国営港として国 して、港湾法の改正後、昭和二十六年六月に横 して政策的に誘導された国際港に発展した。そ し、日本の代表的港湾また国際航路の寄港地と

て使用料の累進制をとっているが、単に港湾収収入が期待でき、かく管理費も少額で済む利点収入が期待でき、かく管理費も少額で済む利点がある半面、それが貸付けであれ専用使用許可がある半面、それが貸付けであれ専用使用許可がある半面、それが貸付けであれ専用使用許可がある半面、それが貸付けであれ専用使用許可がある半面、それが貸付けであれ専用使用許可がある半面、資物の長期独占的使用は、管理者財政の面では安定した期独占的使用料の累進制をとっているが、単に港湾収収入が関係に対しているが、単に港湾収入がある。

入の増大を図るという立場から考えると、貨物

鐆『港湾財政問題研究』 論ずべきだとの指摘がある。 財政問題の中ではなく、管理運営全般の立場で の目的を逸脱する」。従って使用料問題は単に 滞留は好ましいという結果になり、施設の本来 (ふ頭経営研究会

筆者註・上屋=ウワヤと読み、貨物を仮に一時置い すべてふ頭の水際に設置され広く利用されてい ばき施設とされ横浜港の公共上屋は五七棟あり、 湾法上の扱いも、倉庫は保管施設で、上屋は荷さ 荷物を長期にわたって入れておくのは保税倉庫 語源らしいが、輸出入の通関手続の済んでいない ておく建物。Warehouse、ウエアハウス=倉庫が 短期間のものは上屋へと区別されている。港

理な注文である。

応して港の設備すなわち岸壁、荷役設備やふ頭 化、単一化、定型化にしたがい、輸送形態に対 では一般に穀物・鉄鉱石などばら荷貨物あるい 能率向上等それぞれ経済的合理性を追求しなが のレイアウトが計画され、荷役の合理化による は鉄鋼等の物資別のように、取扱う貨物の特定 私企業の公正な活動を妨げ、その活動に干渉し 運送業・倉庫業その他輸送及び保管に関連する 第十三条私企業への不干与等、港務局は、港湾 を原則とする現行体制のもとで、(例・港湾法 かい営業倉庫等の整備は私企業にゆだねること ら流通の機能を果している。反面、収益性のた い留施設として大小とりまぜ約一四○バース) 民間企業による専用ふ頭(横浜港では私設け

> 物を扱うつまり流通経費が多くかかる雑貨ふ頭 屋など荷さばき施設を整備し、主に多種類の貨 らない)港湾管理者による一般公共ふ頭では上 またはこれらの者と競争して事業を営んではな が多い現実に独立採算を要求すること自体、無 の役割を負わされて、収益を期待し得ない場合

性を保てるような観点で個々のふ頭の管理運営 評等少なくない。また港湾局のふ頭事務所を中 運営形態も一考の要があろう。(ポート・オー るのであれば、欧米諸外国にその本来的な例を 形態を見直すことが必要であろう。もし港湾を ないし要約紹介についても、私自身なお勉強中 率表など資料の訳読、分析を通じ、港湾収入の 心に、昨今、外国の主要港におけるタリフ=料 ソリティのイメージやその実態については、過 みる、いわゆるポート・オーソリティの組織・ とで、経営の採算がとれるような方策を指向す 一つの経済活動の場として捉える条件設定のも ゆえ、今回は割愛、お許し願う。) 実情把握に苦心しているが、これらの中間報告 去現在とも各方面の識者による解説や報告、 あるべき姿としては、港湾全体の立場で公共 論

港湾公共料金の考え方

匹

(-)公共料金

図るため、その施設の利用者から、利用の対 資が行なわれたとき、その費用の負担の公平を として徴収する料金である」ということができ 公共料金を簡単に定義するならば、「公共投

(=)公共投資の目的

る。

と、次のとおりである。 公共投資が行なわれる目的を一般 的 に み る

- 社会資本の効率的活用
- 2 施設の共同利用による無駄の排除
- 3 能率的利用または安定利用のための秩序 公平利用のための独占又は寡占の排除
- 維持

4

- 5 労働・施設の安全性の高揚又は確保
- 6 弱体者の救済または育成・奨励のための

助成

ころである。 持は、公共投資の場合のもっとも特徴とすると この中、3、独占の排除及び、4、秩序の維 7 社会的・経済的に基盤となる施設の建設

港湾投資の特色

資が行なわれてきたが、多くの場合、その性質 港湾では、その建設改良に古くから巨額の投

めて悪いという大きな欠点を持っている。回収に長年月を要するので、資金の回転がきわ上、規模が大きいため、工期がながく、しかも

とくに、最近の船舶の大化型や荷役機械の大

は行なわれない。

ごく一部の特殊な場合を除き、民間による建設め、この傾向を一層強くしている。このため、め、は、必然的に施設の大規模化を要求するた

一方、多くの良港に恵まれたわが国では、社会的経済的に制約があるため、利用可能な港湾には限りがあり、さらに、港湾を利用する運設の建設費に比して少ないため、いきおい、施設の共同利用を図ることとなる。したがって、効率的かつ公平な利用を期すため、独占または、大力では、利用の秩序維持が必要となる。また、外国貿易により立国するわが国とはいえ、

設には、年々巨額の公費が投入されている。からも、港湾の秩序ある利用は、大変重要な意味を持つものである。

「なる」に、港湾は、いわば、経済社会の基味を持つものである。

港湾において取扱われる貨物量がきわめて膨大

ある。 とんな場合でも、投資が行なわれれば、そのとんな場合でも、投資が行なわれれば、その

そ次のように大別できる。い。この場合の費用負担についてみれば、およ公共投資が行なわれる場合でも例外で はな

1 税金による方法

この方法では、負担者は、納税者つまり一般市民(目的税である場合はその納税者)という市民(目的税である場合はその納税者)というな高さとなく、誰にでもほぼ同様に利用の機会があり、かつ、いつでも利用できるものである場合、または、そのような施設の効用を援助するものである場合、あるいは、市民が共通して受益するものである場合、あるいは、市民が共通して受益するものである場合に適した方法であるといえる。いいかえれば、市民共通の負担として一元的に負担する代りに、市民共通の負担として一元的に負担する代りに、市民共通の負担として一元的に負担する代りに、市民共通の負担として

2 利用料等による方法

これは、利用の都度、使用料または利用料と

定する場合や、利用が排他的である場合に適しるためにとられる手段と考えられ、利用者が特利用しない者との負担のアンバランスを是正すして、その利用の程度に応じて負担する方法で

ていると考えられる。

原因者負担による方法

これは、その公共投資を余儀なくさせる原因

ースと考えられる。その責任を果す場合に用いる方法で、特殊のケについて、何等かの特別の責任を有するものが

4 受益者負担による方法

その特別の受益者に、その程度に応じて負担さと考えられる場合に、負担の公平を図るため、これは、他の利用者に比べて特別に受益する

5 その他の方法

せるものである。

る方法である。 設とは必ずしも関係のない者が、特別に負担すたとえば、寄付金による方法などで、その施

ることが多い。 これらの方法は、実際には、複合的に使われ

田 港湾利用の実態

企業活動の事業場であるということになる。 したがって、港湾における というになる。いいかえれば、港湾は、輸送業という になる。いいかえれば、港湾は、輸送業という になる。いいかえれば、港湾は、輸送業という になる。いいかえれば、港湾は、輸送業という になる。いいかえれば、港湾は、輸送業という になる。いいかえれば、港湾は、輸送業という

実際に、港湾はヨットハーバーのような特殊

はほとんどない。 な場合を除き、一般個人の利用に供されること

も適切であると考えられる。期すため、利用料等を基本とすることがもっとる公共投資の費用負担の方法は、負担の公平をこのような実情を勘案するとき、港湾におけ

しかしながら、港湾は、自然発生的な流通

経路であるとして、港湾を一般道路と同様の社会資本としてとらえ、さらに、港湾が国家経済会資本としてとらえ、さらに、港湾が国家経済会資本としてとらえ、さらに、港湾が国家経済をであるべきだとする考え方が一方にある。その上、わが国では、経済成長促進のため、ふるくから永年にわたり、助成措置の一貫としいては無償とする措置がとられてきたことかいては無償とする措置がとられてきたことかいては無償とする措置がとられてきたことかいては無償とする措置がとられてきたことかいては無償とする措置がとられてきたことかいては無償とする措置がとられてきたことが回り、港湾においては、利用料等による費用負担の観念が乏しく、無償または低率とする考え方の観念が乏しく、無償または低率とする考え方の観念が乏しく、無償または低率とする考え方の観念があるとして、港湾を一般道路と同様の社会資本と

等の使途の明確化の観点から、港湾利用者の間等の使途の明確化の観点から、港湾利用者の間等理のコストの明確化、効率化及び納入使用料は、最近さかんに聞かれる港湾の独立採算説がは、最近さかんに聞かれる港湾の独立採算説がは、最近さかんに聞かれる港湾の独立採算説がは、最近さかんに聞かれる港湾の独立採算説がは、最近さかんに聞かれる港湾の独立採算説がは、最近さかんに聞かれる港湾の独立採算説がは、最近さかんに聞かれる港湾の独立採算説がは、最近さかんに聞かれる港湾の独立採算説がは、最近さかんに聞かれる港湾の独立採算説ががまってきた。このことは、最近さかんに聞かれる港湾の独立採算説が、事実上、私的営利企業のでは、港湾によりでは、大港湾施設が、事実上、私的営利企業のの関係がある。この独立採算説が、本湾に対している。

| 港湾の料率

にもでており、注目に値する。

いわば一行程毎の料率といえるほど、こま切れ現行の港湾施設使用料は、ほとんどの場合、

等々、料率設定上の難問が多い。 らに、施設の新旧、相互関連、サービスの範囲 接的費用の見落しや按分方法等問題が多い。さ 接の費用の見落しや按分方法等問題が多い。さ

港湾利用の実態、さらには、現行の港湾管理制作が、負担の公平を旨とした適正料率設定のために、料率設定の基本理念と料金体系について根本的に再検討を加える必要があると思われる。
また、このためには、現行の港湾管理業務のまた、このためには、現行の港湾管理業務のる。

要である。

度について、こまかく突込んだ分析と検討が必

筆した)(本稿は一、二、三、を小林が、四を白鳥が執